

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 9 月 12 日

月 曜 日

第 4105 号

目 次

告 示

- 道路の位置の指定 1
- 土地改良区の定款変更の認可 2
- 都市計画の変更

公 告

- 開発行為の工事完了 3
- 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧 4
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
- 富山湾沿岸海岸保全基本計画の変更

正 誤

- 平成28年 8 月 3 日付け第4088号公告 5

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第393号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のように指定した。

平成28年 9 月 12 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路番号	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	6.00	30.00	射水市戸破字神明 648番 1	射水市戸破字神明 650番地先	平成28年 6月24日
2	6.00	28.28	魚津市北鬼江 2901番	魚津市北鬼江 2901番	平成28年 7月 8 日
3	6.00	49.07	黒部市牧野2013番	黒部市牧野 897番 1	平成28年 7月15日

4	6.00	49.18	黒部市牧野 898 番 1	黒部市牧野 899 番 1	平成28年 7月15日
5	6.00	94.40	黒部市植木2086 番	黒部市植木 755 番 1	平成28年 7月19日
6	6.00	29.39	黒部市植木 699 番	黒部市植木 699 番	平成28年 7月25日
7	6.00	29.44	黒部市植木 699 番	黒部市植木 698 番	平成28年 7月25日
8	6.00	74.21	小矢部市芹川 3854番	小矢部市芹川 3854番	平成28年 7月26日
9	4.93~5.00	30.00	魚津市三ヶ字東川原田1886番8	魚津市三ヶ字東川原田1886番8	平成28年 7月27日
10	6.00	38.78	魚津市本江字谷知2936番12	魚津市本江字谷知2936番12	平成28年 8月3日
11	6.00~7.00	82.65	魚津市本江字谷知2943番2	魚津市本江字谷知2959番1地先	平成28年 8月3日
12	5.26~6.00	64.11	砺波市太郎丸 228番	砺波市太郎丸 228番	平成28年 8月17日

富山県告示第394号

土地改良区の定款変更の認可について

山田村土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成28年 8 月30日認可した。

平成28年 9 月12日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第395号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により告示し、同法第21条第 2 項において準用

する同法第20条第 2 項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年 9 月12日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 小矢部都市計画道路

(名称) 3・4・6号 石動駅本線

3・4・23号 駅南中央線

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

小矢部市石動町

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

小矢部市産業建設部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~  
公 告  
~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成28年 9 月12日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
滑川市東金屋 145番2外17筆、1021番2、1022番の一部、2029番及び2030番	同 左	道路 貯水施設	滑川市栃山 513番地 1	北陸熔断株式会社

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第20条第 1 項の規定により小矢部市から次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 9 月 12 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

（種類）小矢部都市計画交通広場

（名称）1 号 石動駅前交通広場

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により小矢部市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 9 月 12 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

（種類）小矢部都市計画道路

（名称）8・7・3号 石動駅南北自由通路線

富山湾沿岸海岸保全基本計画の変更について

海岸法（昭和31年法律第 101号）第 2 条の 3 第 7 項の規定により、富山湾沿岸海岸保全基本計画を平成28年 8 月 29 日付けで変更したので、同法同条第 7 項において準用する同法同条第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年 9 月 12 日

富山県知事 石 井 隆 一

（「次のとおり」は、省略し、富山湾沿岸海岸保全基本計画を富山県土木部河川課及び港湾課並びに農林水産部水産漁港課に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~  
**正 誤**  
~~~~~

平成28年 8 月 3 日付け第4088号公告「富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施」中

頁 15

行 18～20

誤

(3) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

正

(3)を全て削除する。

頁 20

行 16～18

誤

(3) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

正

(3)を全て削除する。

